

労働者派遣事業に関わる情報

京滋オフィス

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第5項の規定に基づき、下記事業所における労働者派遣事業の状況を公開いたします。

対象期間：2023年1月10日～2023年3月31日

※2023年1月10日開設の為、対象期間は2023年1月10日～2023年3月31日 となります

事業所名称	京滋オフィス
事業所の所在地	滋賀県大津市粟津町4-7 石山駅前近江鉄道ビル5F

① 派遣労働者数（1日平均）	73	人
② 2022年度 派遣先事業所数（実数）	61	件
③ 2022年度 労働者派遣の料金（1日8時間当たり）額の平均（派遣全体）	23,120	円
④ 2022年度 労働者派遣の賃金（1日8時間当たり）額の平均（派遣全体）	14,419	円
⑤ 2022年度 マージン率の平均（派遣全体）	※ (③-④) ÷ ③ 小数点第2位以下を四捨五入	37.6 %
⑥ 2022年度 雇用安定措置を講じた人数	0	人

◆マージン率に含まれる派遣事業運営に必要な経費について◆

マージン率は、派遣料金から派遣労働者の賃金を除いた金額が派遣料金に占める割合を示すものですが、派遣会社の事業運営に必要な経費は派遣労働者の賃金ではありません。

派遣労働者の賃金以外に必要な経費には、主に以下のようなものがあります。

派遣労働者の社会保険料

派遣労働者の社会保険は、保険料の約半分を雇用主である派遣会社が負担しています。

派遣労働者の年次有給休暇費用

派遣労働者が年次有給休暇を取得した際の賃金は派遣会社が負担しています。

募集費・教育費・福利厚生費

派遣労働者の募集に必要な募集広告費、スキルアップ支援のための教育費、福利厚生費などの費用が発生します。

その他経費

その他にも社員の人件費、事業運営に必要なシステムの維持費、オフィスの家賃など、事業運営のために必要な経費があります。